

新型コロナウイルス流行地域から帰国又は入国し、かつ、授業料等免除への申請を予定している学生へ

新型コロナウイルスについて、本学では、「【在学生・教職員向け】新型コロナウイルスに対する本学の方針について」に基づき対応しています。

特定地域から帰国・入国する場合は、帰国・入国後2週間は、入念な体調の観察と、やむを得ない場合以外は自宅に滞在(自宅学習等)をお願いしています。

帰国・入国の遅れ又は自宅待機のために、二次申請期間(4月6日～4月10日17:00まで)に書類の提出が間に合わない学生は、署名した願書(授業料等免除申請システムからダウンロード可)を添付の上、下記事項を4月10日17:00(日本時間)までに学生課奨学掛へメールで連絡してください。

- ・国名
- ・帰国(又は来日)予定日
- ・書類提出予定日
- ・事情

(注意事項)

- ①期日までに送付しなかった場合、申請は受け付けません。
- ②事前にメールにて願書を提出済の学生は、帰国・入国後2週間を経過した日以降、早急に学生課奨学掛へ必要書類を提出してください。ただし帰国・入国日を確認しますので、授業料免除の申請書類と併せてパスポートの持参が必要です(確認が取れない場合は、受理できません)。
- ③メールで事前に願書を提出していない場合やその他理由の場合は、一切受け付けません。
- ④授業料等免除二次申請期間から2週間以上前に帰国又は入国した学生は、期間内に申請することが可能なため、期日までに必ず申請してください。

【問い合わせ先】

教育推進・学生支援部学生課奨学掛

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

吉田キャンパス本部構内 総合研究10号館1階

TEL: 075-753-2532

MAIL: 840menjo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp